

新潟市ふれあい健康センター

指定管理者募集要項

令和5年8月

新潟市環境部循環社会推進課

新潟市ふれあい健康センター指定管理者募集要項

新潟市は、新潟市ふれあい健康センターを効果的かつ効率的に管理運営するため、平成18年度から「指定管理者制度」を導入しています。

令和5年度で5年間の指定期間が終了することから、令和6年度からの指定管理者を募集します。

1 施設の概要

名称	新潟市ふれあい健康センター （[愛称：アクアパークにいがた]以下「センター」という。）
所在地	新潟市西区笠木3629番地1
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	17,065.43㎡
延床面積	3,823.92㎡（別棟を含む 3,999.42㎡）
建築面積	2,605.34㎡（別棟を含む 2,780.84㎡）
開業日	平成12年7月20日
施設特徴	新田清掃センター焼却施設から電気と高温高圧の蒸気の供給を受け、施設内の照明・給湯・空調等を稼働（適正利用に限り指定管理者の費用負担なし）

主要施設

- ・1階アクアガーデン：流水プール（流水アクア）、幼児用プール（子供アクア）、気泡・噴流プール（健康アクア）、たこ壺湯・座湯・寝湯（温浴アクア）、屋外ジャグジー、ミストサウナ
- ・2階浴室（男女別）：更衣室、浴槽、ドライサウナ、水風呂
- ・その他：レストラン、カフェラウンジ、ロビー（1階、2階）、休憩室、エクササイズスタジオ、キッズルーム、マッサージ室、駐車場

2 施設管理に関する条例等

- ・新潟市ふれあい健康センター条例（以下「条例」という。）（平成12年条例第27号）
- ・新潟市ふれあい健康センター施行規則（以下「規則」という。）（平成12年規則第65号）

3 主な業務内容（詳細は指定管理者業務仕様書参照）

- （1）利用に関する業務
- （2）リサイクル意識の向上に関する啓発事業等の実施
- （3）無料送迎に関する業務
- （4）広報に関する業務
- （5）施設及び設備の維持管理に関する業務
- （6）その他の業務

4 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※この期間は、議会議決後に正式に決定します。

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までは保全工事により1年間施設を休館とする予定です。

5 指定管理料及び利用料金等の取扱い

センターにおいては利用料金制を採用するため、指定管理者は、市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払うセンターの利用料金や、指定管理者自らが企画・実施する事業（自主事業）の収入等を自らの収入とすることができます。

（1）指定管理料

① 指定管理者提案分

指定期間全体の指定管理料（修繕費除く）の上限は317,300千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

申請にあたっては、上限額以内で各年度の収支計画書にて指定管理料を提示してください。なお、市が支払う指定管理料については、申請時の収支計画書に提示されている額ではなく、各年度の提示額を上限として、毎年度、市と指定管理者との協議の上、別途、協定で定めることとします。また、提示される指定管理料の額は、各年度に必要となる経費に対応した提示額としてください。

② 修繕費にかかる指定管理料（申請時に提案の必要なし）

修繕費（施設・設備等における劣化、破損、故障等により損なわれた機能を回復させるもののほか、土地・工作物等の造成又は製造及び改造、工作物等の移転及び除去工事等に要する経費をいう）として支払う指定管理料は、市と指定管理者で年度毎に修繕の計画及び予算を協議し、それ基に市は1件につき300万円（税込）未滿の修繕費に限定した指定管理料を予算額（預り金）として支払います。指定管理者は定期的に実施状況や今後の見込み等を報告し、最終的に予算額に対する不用額を精算し、市に返納していただきます。

（2）経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、支払時期や方法は協定で定めます。

（3）管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

（4）指定管理料（指定管理者提案分）に含まれるもの

① 人件費（退職給与引当金含む）

② 管理費（光熱水費、保守管理費等）

- ③ 事務費（消耗品費、印刷製本費、通信費等）
- ④ 事業費（3（2）に記載の事業に要する経費等）

（5）指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

- ① 利用料金収入（入館料金）
- ② 指定管理料
- ③ リサイクル意識の向上に関する啓発事業の実施にかかる参加料・実費等
- ④ 指定管理者独自の申請による補助金・助成金、その他の外部資金
- ⑤ 指定管理者の自主事業実施に伴う収入（指定管理業務会計に充当する場合）

（6）利用料金の額

利用料金の額は、条例別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て決定します。事業計画書にて具体的な利用料金及び減免基準を提案してください。

なお、会員料金について、下記の基準金額を超える金額で提案する場合は、別途、基準金額程度となる会員区分を設定（例：全日会員区分に加えて、土・日・祝日及び夏季期間を除いた平日会員料金区分を設定 等）することを条件とします。

【基準金額】

1年会員：27,000円 6か月会員：16,000円 3か月会員：9,000円

6 焼却施設からの電気と蒸気の供給

センターは、隣接する新田清掃センター焼却施設から電気及び高温高圧の蒸気の供給を受けており、それらの利用に対する費用は適正利用に限っては発生しません。ただし、新田清掃センターの焼却炉の定期点検（年間27日間を予定）及び緊急停止等により、蒸気供給が停止する場合は、蒸気ボイラーを稼働させてセンターの営業を行ってください。また、送電が停止する場合（年間1日間を予定）は、センターを休館してください。

7 自主事業の取扱い

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任及び費用負担でセンターを活用し、市の承諾を得て自主事業を実施することができます。スタジオプログラム等の健康教室の開催、レストラン・売店業務、フリーマーケットなどの施設の効用を図るための事業について、積極的に提案してください。

自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、実施状況及び収支結果は市へ報告してください。

8 申請資格等

法人その他の団体（以下「法人等」という。）が応募することができます。個人は、申請することができません。また、9.（1）の募集説明会に参加することを申請の条件とします。

（1）欠格条項

次に該当する法人等は、申請することができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定により、新潟市の一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により、過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから 5 年を経過しないもの
- ③ 国・都道府県・新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの
- ④ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ⑤ 指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- ⑥ 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）、第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- ⑦ 団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- ⑧ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- ⑨ 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宣を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（2）グループ（共同事業体）による申請

- ① グループで申請する場合は、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。
- ② グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で申請することはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- ⑤ 本市及び利用者等に対する責任については、グループのすべての参加団体が負います。

9 スケジュール

内容	日程
募集説明会の参加申し込み	令和 5 年 8 月 16 日（水）午後 5 時（必着）
募集説明会・現地見学会	令和 5 年 8 月 18 日（金）午後 2 時から
浴室・更衣室・厨房等の見学（希望者のみ）	令和 5 年 8 月 21 日（月）午前 8 時から
募集要項に関する質問の受付	令和 5 年 8 月 25 日（金）午後 5 時（必着）

募集要項に関する質問の回答（予定）	令和5年9月7日（木）
指定管理者指定申請書の提出	令和5年9月14日（木）午後5時（必着）
事業計画書の提出	令和5年9月28日（木）午後5時（必着）
公開プレゼンテーション	令和5年10月23日（月）午前
選定結果の通知・公表	令和5年10月下旬
指定管理者の指定	令和5年12月下旬
業務の引継ぎ・継続打合せ	令和6年1月～3月
指定管理業務開始	令和6年4月1日（月）

10 募集説明会と質問

(1) 募集説明会

開催日時：令和5年8月18日（金）午後2時00分から

開催場所：新潟市ふれあい健康センター（新潟市西区笠木 3629-1）

参加人数：法人等につき2名まで

参加申込：令和5年8月16日（水）午後5時（必着）までに、募集説明会参加申込書（様式11）を電子メールで提出してください。なお、提出時の件名は「ふれあい健康センター指定管理者募集説明会参加申込書（法人等の名称）」としてください。

提出先：新潟市環境部循環社会推進課（junsui@city.niigata.lg.jp）

※ 募集要項に関する質問及び申請書の受付は、募集説明会に参加した法人等からのみ受け付けますので、申請を予定している法人等は必ず参加してください。ただし、グループ（共同事業体）で申請しようとする場合は、構成団体のうち少なくとも1団体が説明会に参加していればよいものとします。

※ 募集説明会に参加する際は、募集要項や業務仕様書等を市ホームページからダウンロードし、当日持参してください。

(2) プール・浴室・更衣室・厨房等の見学会（希望者のみ）

開催日時：令和5年8月21日（月）午前8時00分から

開催場所：新潟市ふれあい健康センター（新潟市西区笠木 3629-1）

参加人数：法人等につき2名まで

参加申込：(1)の募集説明会参加申込書（様式11）にて、参加希望の旨お知らせください。

※ 募集説明会に参加した法人等のみ参加を受け付けます。

(3) 募集要項に関する質問の受付

受付期限：令和5年8月25日（金）午後5時（必着）

受付方法：質問事項提出書（様式1）を電子メールで提出してください。なお、提出時の件名は「ふれあい健康センター指定管理者募集にかかる質問事項（法人等の名称）」としてください。

提出先：新潟市環境部循環社会推進課（junsui@city.niigata.lg.jp）

※ 募集説明会に参加した法人等からのみ受け付けます。

(4) 募集要項に関する質問の回答

令和5年9月7日(木)を目途に市ホームページ上に回答を掲載します。なお、質問に対する回答は、募集要項の追加または修正とみなします。

1.1 提出書類

(1) 指定の申請(提出締切:令和5年9月14日(木)午後5時必着)

- ① 新潟市ふれあい健康センター指定管理者指定申請書(様式2)
- ② 共同事業体協定書兼委任状(様式3-A・I)
※グループ(共同事業体)として申請する場合
- ③ 団体の概要(様式4-A・I、パンフレット等)
- ④ 申請者の役員等の一覧表(様式4-U)
※提出された名簿は、暴力団排除の観点から新潟県警察本部へ照会します。
- ⑤ 定款、寄附行為及び規約等又はこれらに準ずる書類(法人以外の団体にあつては、これらに類する書類)
- ⑥ 登記簿謄本(法人の場合)
- ⑦ 労働実態審査チェックシート(様式5)
- ⑧ 当該法人等の事業計画書、収支予算書(指定申請書提出日の属する事業年度のもの)
- ⑨ 当該法人等の事業報告書、収支決算書(貸借対照表、損益計算書等で指定申請書提出日の属する事業年度の前事業年度のもの。税務署へ提出しているもの)
※当該財務関連資料は、選定基準及び評価項目として、財務状況が健全で管理運営の安定性を確保しているかについて判断するための資料として使用します。
- ⑩ 国・都道府県・市町村へ納めるべき税等の納付済を証明する書類
※新潟市の市税に未納がない旨の証明は「市入札用」を取得してください。
- ⑪ 欠格条項に該当しない旨の宣誓書(様式6)
※グループ(共同事業体)で申請する場合は、④から⑩までの書類について、構成団体ごとに提出してください。

(2) 事業計画書等(提出締切:令和5年9月28日(木)午後5時必着)

- ① 事業計画書鑑文(様式7)
- ② 事業計画書・収支計画書 概要版(議会説明用・公表情報)(様式8)
※各々の書類の概要版を、公表できる内容で作成してください。議会での説明用資料等に使用します。
- ③ 事業計画書(詳細)(様式9)
- ④ 当該施設の管理に関する収支計画書(総括)・年度別収支計画書(様式10-A・I・U)
- ⑤ 公開プレゼンテーション用資料(傍聴者へも配付します)

12 申請の受付

募集説明会に参加された法人等のみから受け付けます。

以下に指定する部数をファイル等に綴じて提出するとともに、提出する全ての電子データを格納した CD-R 1 枚を併せて提出してください。

① 指定申請にかかる書類の受付

提出書類：11(1)に掲げる書類

提出部数：原本1部、副本(写し)10部及びCD-R 1枚

ファイル等の表紙、背表紙、CD-Rに「令和5年度 新潟市ふれあい健康センター指定管理者指定申請書(法人等の名称)」と記載してください。

提出期限：令和5年9月14日(木)午後5時(必着)

提出方法：持参又は郵送

提出先：新潟市環境部循環社会推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1(市役所本館2階)

② 事業計画書等の受付

提出書類：11(2)に掲げる書類

提出部数：原本1部、副本(写し)10部及びCD-R 1枚

ファイル等の表紙、背表紙、CD-Rに「令和5年度 新潟市ふれあい健康センター指定管理者事業計画書(法人等の名称)」と記載してください。

提出期限：令和5年9月28日(木)午後5時(必着)

提出方法：持参又は郵送

提出先：新潟市環境部循環社会推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1(市役所本館2階)

③ 留意事項

ア 電子データは、WordまたはExcelもしくはPowerPoint(Windows版で処理できるものに限る)を使用することとし、証明書の写しなどはPDFファイルにより電子データ化してください。

イ 用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、原則A4縦(A4サイズ以上のものはA4サイズに折りたたむ)としてください。

13 選定方法

(1) 申請書類の確認

申請者から提出された申請書類について、市で確認します。

(2) 選定方法

外部の有識者による評価会議を開催し、公開プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーション終了後、評価会議において別紙3で示した評価項目に基づき評価します。

評価会議による評価及び意見聴取を基に、市として指定管理者候補者を選定します。

なお、今後、工事の影響により、募集要項に提示した内容に変更が生じる場合がありますが、選定は募集要項に提示した条件で行います。

(3) 評価会議の開催

開催日時（予定）：令和5年10月23日（月）午前

開催内容：①申請者によるプレゼンテーション・質問応答

②評価委員による意見交換及び評価項目に対する採点

※ プレゼンテーションは1団体につき、20分程度を予定しています。詳細は、後日申請者に連絡します。

※ ①は原則として公開します。ただし、申し出により非公開とする場合もあります。非公開を希望する場合は、事業計画書提出時に非公開を希望する部分と理由を記載した任意様式をご提出ください。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、指定管理者候補者として選定した後、市ホームページへの掲載等により公表します。

(5) 指定管理者の指定

議会の議決後、指定管理者として指定します。

(6) 指定管理者との協定締結

市と指定管理者との間で協定を締結します。

1.4 指定開始までの準備

指定後、引継等、円滑に指定管理期間の運営が行えるように、指定期間開始前であっても市と協議を行ってください。その際の費用は指定された法人等の負担とします。

1.5 協定の締結

(1) 基本的な考え方

- ① 市議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するとともに協定を締結する。
- ② 協定書の発効は、令和6年4月1日とする。

(2) 協定内容

- ① 基本協定
 - ・目的
 - ・管理の基本方針
 - ・用語の定義
 - ・対象施設

- 協定年度
- 管理業務の範囲
- 市が行う業務の範囲
- 管理業務の実施
- 再委託の禁止
- 権利・義務譲渡の禁止
- 管理施設の改修等
- 緊急時の対応
- 文書管理
- 情報管理
- 情報公開
- 事業計画書
- 事業遂行の記録
- 利用者アンケートの実施
- 事業報告書
- 業務実施状況の確認
- 業務の改善勧告
- 指定の取消し
- 利用料金収入の取扱い
- 利用料金の決定
- 指定管理料の支払い
- 損害賠償等
- 第三者への賠償
- 保険
- リスク分担
- 不可抗力発生時の対応等
- 公の施設の災害時の利用
- 暴力団等の排除
- 障がい等を理由とする差別の禁止
- 業務の引継ぎ等
- 原状復帰義務
- 備品
- 消耗品
- 備品等の扱い
- 請求、通知等
- 協定の変更
- 本業務の範囲外の業務
- 解釈（協定書の解釈に関する規定）

- ・疑義についての協議（一般的な規定として、疑義について規定）
- ・裁判管轄
- ② 年度協定
 - ・目的（協定の目的を明記）
 - ・年度内の業務内容
 - ・年度内の指定管理料
 - ・支払の留保
 - ・支払の特例
 - ・疑義等の決定（規定以外の事項については基本協定の規定による）

16 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は原則としてセンター利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険に加入してください。

17 リスクへの対応

管理運営上の主なリスクの分担については、別紙4「管理運営上のリスク分担表」の負担区分によるものとし、それ以外のリスクの分担については、別途協議を行い決定します。

18 緊急時・災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行ってください。

また、公の施設は災害発生時において、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め、対応を求める可能性があります。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議します。

19 モニタリング

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告（月次、年間等）を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議のうえ、定めるものとします。

(2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告するものとします。

(3) 市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

市は、指定期間中に、業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、指定管理業務について、目標管理型評価書によるモニタリングを行います。評価項目・評価指標は、別紙5のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定締結の際に定めま

す。
なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。また、雇用・労働条件については、従事者の労働意欲に影響を与え、市民サービスの低下につながることも懸念されることから、労働実態モニタリングを実施し、実態を把握します。指定管理者は、適正な労働環境が維持できるよう努めるものとします。

20 遵守すべき関係法令等

- ・ 上記「2 施設管理に関する条例等」に記載の施設の条例及び規則
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 新潟市プール条例（平成 19 年新潟市条例第 5 号）
- ・ 新潟市プール条例施行規則（平成 19 年新潟市規則第 15 号）
- ・ 遊泳用プールの衛生基準について（平成 19 年厚生労働省健康局長通知）
- ・ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- ・ 新潟市公衆浴場法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 9 号）
- ・ 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 27 年新潟市条例第 49 号）
- ・ 新潟市個人情報保護条例（平成 13 年新潟市条例第 4 号）
- ・ 新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）
- ・ 新潟市行政手続条例（平成 9 年新潟市条例第 2 号）
- ・ その他、業務遂行に関する法令及び例規等

21 再委託先の労働条件の把握

指定管理業務のうち、市の承認を得て労働集約的業務（清掃や人的警備など、人による労働が中心となる業務）を第三者に再委託する場合は、再委託先から従事者配置計画や賃金支払い予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなるよう確認してください。

22 業務の引継ぎ

現指定期間の終了の日までに、現指定管理者が作成する業務引継書等により業務の引継ぎを行います。引継ぎに際しては、市が立ち会い、引継ぎの完了を示す書面を取り交わします。引継日は、市が現指定管理者と調整し、別途連絡します。

なお、指定期間終了時には、次期指定管理者に対して、円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるよう、同様に業務の引継ぎを行うものとします。

23 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合

指定管理業務に従事する者に、近隣に駐車場が無いなど施設敷地内の駐車場をやむを得ず利用させる場合は、行政財産使用許可の手続きを指定管理者が行う必要があります。施設敷地内の駐車場を利用する場合は、その旨申し出てください。なお、行政財産使用許可に伴う使用料は指定管理者負担とします。

※参考 令和5年度財産台帳価格による1㎡あたりの年間行政財産使用料

土地のみ	380 円/㎡
土地+建物（本棟）	13,201 円/㎡

24 その他

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

25 注意事項

- (1) 申請者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- (2) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微なものを除く。）
- (4) 申請者は、評価会議の委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件申請についての接触を禁じます。
- (5) 申請者一団体につき、提案は一案とします。
- (6) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 申請書類は、情報公開請求対象文書となります。
- (8) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (9) 申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。本市は申請者の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (10) 申請書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- (11) 選定結果の公表に際して、申請者名及び採点結果を公表します。
- (12) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式 12）を提出してください。
- (13) センターの管理にあたり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

26 添付資料

(1) 様式

- ・ 様式1 質問事項提出書
- ・ 様式2 新潟市ふれあい健康センター指定管理者指定申請書
- ・ 様式3 ア 共同事業体協定書兼委任状、イ 共同事業体連絡先一覧
- ・ 様式4 ア 団体の概要（代表団体用）、イ 団体の概要（構成団体用）
ウ 申請者の役員等の一覧表
- ・ 様式5 労働実態審査チェックシート
- ・ 様式6 欠格条項に該当しない旨の宣誓書
- ・ 様式7 事業計画書（鑑文）
- ・ 様式8 事業計画書・収支計画書 概要版（議会説明用・公表情報）
- ・ 様式9 事業計画書（詳細）
- ・ 様式10 ア 収支計画書（指定管理業務会計）
イ 年度別収支計画書（指定管理業務会計）
ウ 年度別収支計画書（自主事業会計）
- ・ 様式11 募集説明会参加申込書
- ・ 様式12 辞退届

(2) 別紙

- ・ 別紙1 新潟市ふれあい健康センター指定管理者業務仕様書
- ・ 別紙2 新潟市ふれあい健康センター指定管理者業務特記仕様書
- ・ 別紙3 新潟市ふれあい健康センター指定管理者選定基準・評価項目
- ・ 別紙4 管理運営上のリスク分担表
- ・ 別紙5 ア 令和6年度公の施設目標管理型評価書
イ 令和7～10年度公の施設目標管理型評価書

(3) 資料

- ・ 資料1 条例
- ・ 資料2 規則
- ・ 資料3 平面図
- ・ 資料4 令和6年度工事予定箇所